

## 企画競争に係る手続き開始の公示

本件業務の委託に係る契約の締結を希望する者は、下記の要領により参加表明書を提出すること。

提出された参加表明書を公正・厳正に審査の上、企画競争資料の契約候補者として選定した後、最も適切な企画競争資料を提出した者と、随意契約を行う。

令和6年6月14日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 伊藤 晋哉

(公印省略)

### 1 業務概要

(1) 業務の名称 空自那覇(6)局舎新設建築その他詳細検討

(2) 業務概要 本業務は、航空自衛隊那覇基地内における局舎の整備に係る建築、設備、土木の詳細検討を行うものである。

#### 【建築】

1. 局舎 新設(RC-1/BF-3/延べ面積 約17,000㎡)

2. 連絡通路 新設(RC-B1 /延べ面積 約 100㎡)

#### 【設備】

1. 局舎 新設(RC-1/BF-3/延べ面積 約17,000㎡)

2. 連絡通路 新設(RC-B1 /延べ面積 約 100㎡)

#### 【土木】

1. 局舎 新設(RC-1/BF-3/延べ面積 約17,000㎡)

(3) 工期 令和7年11月30日まで

### 2 参加資格、選定基準

参加表明書を提出することができる者は、(1)掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている共同体であること。

#### (1) 単体

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント(建築)」に係る一般競争(指名競争)参加資格で「A」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること(会

社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記イの再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

エ 建設コンサルタント登録規程に基づく建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

オ 次に示す同種又は類似業務について、元請け又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として平成 26 年 4 月 1 日から公示日までに完成又は引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種又は類似業務の実績を有すること（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）。

- ・同種業務： 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1 棟当たり延べ面積 5,000㎡以上の地下階を含む建物の新設に係る基本設計又は実施設計業務を履行した実績を有すること。
- ・類似業務： 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1 棟当たり延べ面積 2,500㎡以上の地下階を含む建物の新設に係る基本設計又は実施設計業務を履行した実績を有すること。

なお、当該実績が平成 16 年 4 月 1 日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものを除くこと。業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

カ 会社内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置している又は本業務契約前に設置していること。

キ 沖縄防衛局における直近の評定点合計が 65 点未満でないこと。

ク 沖縄防衛局が発注した業務で、令和4年度及び令和5年度に完成・引渡しが完了した業務の実績がある場合においては、評定点の平均が65点以上であること。

ケ 参加表明書の提出期限の日から見積書の提出までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31.）に基づく指名停止を受けていないこと。

コ 参加表明書を提出した者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

サ 次の基準をすべて満たす管理技術者を配置できること。

なお、配置予定の技術者については、参加表明書提出日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を有する。

(イ) 平成26年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了した業務、又は総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、次に示す同種又は類似業務の経験を有すること（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）。

- ・同種業務： 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1棟当たり延べ面積2,500㎡以上の地下階を含む建物新設に係る基本設計又は実施設計業務を履行した経験を有すること。

- ・類似業務： 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1棟当たり延べ面積1,000㎡以上の地下階を含む建物新設に係る基本設計又は実施設計業務を履行した経験を有すること。

※ 業務経験が確認できる資料（TECRIS/PUBDIS資料、特記仕様書、契約書等）を添付すること。

ただし、上記(1)オと重複する場合は、添付資料を省略してもよい。

なお、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(ウ) 令和6年6月14日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満である。

ただし、令和6年6月14日現在の手持ち業務に沖縄防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、

手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと

## (2) 共同体

ア (1)ア及びウからシに掲げる条件を満たしている代表者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年6月14日付支出負担行為担当官沖繩防衛局長)に示すところにより防衛省競争参加資格において空自那覇(6)局舎新設建築その他詳細検討に係る共同体としての競争参加の資格(以下「共同体としての資格」という。)の通知を受けている者であること。共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント(建築)」に係る一般競争参加資格で「A」の格付を受け、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント(機械又は土木)」に係る一般競争参加資格で「A」の格付を受けていること。

イ 共同体の代表者以外の構成員においても、会社内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を配置している又は本業務契約前に設置していること。

## 3 参加表明書の提出内容

- (1) 上記2(1)オに掲げる資格があることを判断できる同種又は類似の業務の実績(業務実績として記載する件数は、1件でよい)。
- (2) 上記2(1)サに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び業務の経験等。

なお、配置予定技術者の同種業務又は類似業務の経験の件数は1件でよく、予定者として複数の候補技術者を記載してもよい。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなったときは、直ちに当該企画競争資料又は企画競争提案書の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定技術者を配置できないにもかかわらず契約した場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) (1)及び(2)の業務実績として記載した業務に係る契約書の写し又は当

該履行実績を証明する資料。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、契約書の写し又は当該業務実績を証明する資料を提出する必要はない。

(4) 書式は別途示す参加表明書作成要領による。

#### 4 手続等

本業務は、参加表明書作成要領等の交付、参加表明書の提出及び参加表明書作成要領等に関する質問は電子入札システムを利用して行うものとする。なお、参加表明書提出後の手続きについては紙で行う。

##### (1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9  
沖縄防衛局総務部契約課契約審査係  
TEL 098-921-8131（内線154）  
FAX 098-921-8167

##### (2) 参加表明書作成要領等の交付期間、交付場所及び方法

###### ア 期間

令和6年6月14日から同年6月26日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。

###### イ 場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンター  
<http://www.dfeg.mod.go.jp>

###### ウ 交付方法

すべて、電子データで交付を行う。

文書類等 PDF（1.4形式以下）又はWord（2016形式）

申請書類 Excel（2016形式以下）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

###### エ 使用条件

ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

###### オ その他

通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの

取扱いに関する同意事項」(記入済みのもの)、データを保存するために必要なCD-R(未使用に限る。)1枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を同封し、送付すること。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

([https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji\\_004.pdf](https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf))

(3) 参加表明書提出手続き

参加表明書は、「参加表明書作成要領」に基づき作成し、提出期限までに電子入札システムにより提出する。電子入札システムによらない場合は提出期限までに(1)に持参又は郵送(書留、その他配達状況が記録されるものに限る。)若しくは託送(配達状況が記録されるものに限る。)(以下「郵送等」という。)により提出する。

ア 提出期間

(ア)電子入札システムによる場合

令和6年6月14日から同年6月26日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。

(イ)紙による場合

令和6年6月14日から同年6月26日まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く。)まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 参加表明書を提出する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(434円)の切手を貼付した長3号封筒を併せて提出すること。

(4) 参加表明書作成要領等に対する質問

参加表明書作成要領等に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面(様式は自由とする。)を上記(1)に持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間

(ア)電子入札システムによる場合

令和6年6月14日から同年7月16日まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。

(イ)紙による場合

令和6年6月14日から同年7月16日まで（行政機関の休日を除く）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

郵送等による場合は、令和6年7月16日正午までに必着

ウ 回答方法

(ア)電子入札システムによる場合

令和6年6月14日から同年7月26日まで（行政機関の休日を除く）の毎日、午前9時から午後6時まで。最終日は正午まで。

(イ)紙による場合

電子メール等で対象者全員に配付するものとする。

5 企画競争の資料提出を要請する候補者の選定

上記3の提出資料について審査を行い、企画競争の候補者として選定した者には、企画提案の提出要請書をもって通知する。また、候補者以外の者には、選定されなかった旨を通知する。

6 選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、企画競争の候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）でもって、支出負担行為担当官から通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求められることができる。
- (3) (2)の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ア 受付場所 上記4(1)の提出先と同じ
  - イ 受付時間 行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

7 苦情申し立て

- (1) 上記6(3)の説明に不服がある者は、非選定理由の説明に係る書面を受けとった日から10日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申し立てを行うことができる。

- (2) (1)の申立てについては、入札監視委員会において審議を行う。
- (3) (1)の申立ての提出場所及び提出時間等
  - ア 提出場所 上記4(1)に同じ
  - イ 提出時間 行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。  
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
  - ウ その他 書面（書式は自由）は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) (1)の申立てに関する手続等を示した書類等の入手先  
上記4(1)に同じ。

## 8 参加表明書の提出にあたっての留意事項

- (1) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 参加表明書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書は返却しない。  
なお、提出された参加表明書は、契約の候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 参加表明書提出後、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。  
また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職、死亡等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。なお、複数名記載する事は差し支えない。
- (5) 契約の候補者の選定後、配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。  
ただし、病休、退職、死亡等極めて特別な場合でやむを得ない理由により、配置予定技術者の変更を行う場合には、上記2(1)サに示す資格と同等以上の者を配置しなければならない。
- (6) 使用する書類の形式はA4縦を基本とする。

## 9 その他

### (1) 本業務について

本業務は、国庫債務負担行為に基づく契約を締結した会計年度又はその翌年度以降における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する履行高予定額（以下「履行高予定額」という。）について、事業の進捗等の状況により当該各年度の支払



限度額及び履行高予定額を当該各年度の予算額の範囲内において変更する可能性がある。

なお、当該変更を行う場合、発注者と受注者で協議の上、契約書第42条第1項、第43条の2第1項、同条第2項、第43条の3第3項及び第43条の4第3項を必要に応じて変更して、前払金及び部分払の支払を請求するものとする。

(2) 特記仕様書などの資料について

本業務に関する見積に必要な資料（仕様書、図面等）については、企画提案について審査の上、契約候補者の指名を受け、かつ「秘密保全に関する誓約書」を提出した者に貸出すものとする。

なお、貸出しした資料については見積り合わせを行った後、速やかに返却するものとする。

(3) 見積り合わせについて

見積り合わせは、秘密保全の観点から企画競争の結果、秘密の保全について最も優秀な契約候補者を行うものとする。ただし、見積り合わせを行った結果、評価が最も優秀な者が辞退した場合に限り、企画競争資料の内容から当該業務の適正な遂行及び秘密保全を適正に行い得ると判断できる者のうち、次順者を契約候補者として選定し、見積り依頼を行う場合がある。

(4) 特約条項について

本業務の設計等技術業務委託契約書に秘密の保全に係る特約条項及び違約金に関する特約条項を付するものとする。

(5) 再委託の禁止について

本業務においては、秘密保全の観点から、原則として、第三者への委託等は行ってはならないものとする。

なお、やむを得ず行う必要が生じた場合にあっては、事前に監督官と協議するものとする。

第三者に再委託させる場合は、当該再委託等先が支出負担行為担当官等と秘密保全に関する規定を含む契約を締結しなければならない。

(6) 見積り合わせ後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。